第１号様式（第３条関係）

**景観計画区域における行為の（変更）通知書**

第　　　　号

年　　月　　日

福島市長

通知者名

景観法第１６条第５項の規定により、次のとおり通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為の種類 | 事業名 | 行為の場所 | 着　手予定月 | 完　了予定月 | 行為の概要 | 景観検討 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

【記入上の注意】

１ 「行為の種類」には、実施する行為を下記より選択して番号を記載して下さい。

　※『【参考】公共事業等に係る通知の対象となる行為のイメージ』を参考に選択して下さい。

① **建築物**の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

又は色彩の変更

② **工作物**の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

又は色彩の変更

③ **開発行為**（都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為）

④ 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更　※略称は「**土地の形質変更**」という。

⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積　※略称は「**物件の堆積**」という。

２ 「事業名」には、当該行為を行う工事名称等を記載して下さい。

３ 「行為の場所」には、行為の箇所を記載して下さい。

４ 「着手予定月」には、工事に着手する予定の年月を記載して下さい。

５ 「完了予定月」には、工事が完了する予定の年月を記載して下さい。

 ６ 「行為の概要」には、高さ、面積等を記載して下さい。

７ 「景観検討」には、景観検討を行った場合は、根拠を下記より選択して記載して下さい。

① 法令に基づく景観検討（法又は条例に基づく環境影響評価、土地改良法に基づく環境配慮計画）

② 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）

③ 学識経験者、景観アドバイザー等の専門家によるアドバイス

④ 要綱等（福島県農村整備環境技術検討会設置要綱、福島県土木部景観審査要綱等）

⑤ 事業主体による独自の検討

⑥ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

８ 添付図書は以下のものを添付して下さい。（変更の場合は、当該図面のうち必要なもの）

① 位置図

② 本要領第３条第１項に定める図書（事業主体により景観検討がされている場合は省略可能）

③ 景観検討した資料（②の資料を省略した場合のみ）

別表第３（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の種類 | 図面等の種　　類 | 明示すべき事項 | 備　考 |
| 建築物及び工作物 | 付近見取図 | ・方位・周辺道路縮尺1/2,500以上・目標となる地物・行為の場所 |  |
| 配置図 | ・方位及び縮尺・敷地内の通知に係る建築物等及び既存建築物等の位置・建築面積又は築造面積（面積表）・樹木、張り芝等の位置・屋外に設置する設備及び外構施設の位置縮尺1/100以上・広告塔又は広告板の位置・現況写真の撮影の位置及び方向 |  |
| 各階平面図 | ・方位、縮尺及び寸法 |  |
| 立面図(4面以上) | ・縮尺、寸法及び見付面積縮尺1/50以上・外壁及び屋根の材料及び色彩(色彩はマンセル値で示す。) ・各色彩を使用する面積及び見付面積に対する割合・広告塔又は広告板の位置及び形状 | 移転、外観の模様替、色彩の変更の場合は、カラー写真に代えることができる。 |
| 現況写真 | ・行為の場所及び付近の現況（遠景、近景から撮影） | カラー写真とする。 |
| 開発行為及び土地の形質変更 | 付近見取図 | ・方位・周辺道路縮尺1/2,500以上・目標となる地物・行為の場所 |  |
| 現況図 | ・方位及び縮尺・行為の場所及び付近の土地利用の現況・現況写真の撮影の位置及び方向縮尺1/100以上 |  |
| 計画図 | ・方位及び縮尺・行為後の法面及び擁壁その他の構造物の位置・行為後の土地利用及び緑化の方法 |  |
| 計画断面図 | ・行為前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の位置 |  |
| 現況写真 | ・行為の場所及び付近の現況（遠景、近景から撮影） | カラー写真とする。 |
| 物件の堆積 | 付近見取図 | ・方位・周辺道路縮尺1/2,500以上・目標となる地物・行為の場所 |  |
| 配置図 | ・方位及び縮尺・集積又は貯蔵の位置縮尺1/100以上・遮へい物の位置・写真の撮影の位置及び方向 |  |
| 立面図 | ・縮尺及び寸法・集積又は貯蔵された物品の形状・遮へい物の種類、形状及び色彩縮尺1/50以上 | 集積、貯蔵された物品と遮へい物の位置関係を明示すること。 |
| 現況写真 | ・行為の場所及び付近の現況（遠景、近景から撮影） | カラー写真とする。 |

備考

　「見付面積」とは、建築基準法上の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。